

J.S. ミル『代議政治論』（1861）の現代的考察

Reconsideration of *Consideration on Representative Government* (1861)

船 木 恵 子

政策科学学会年報

第2号 2012年3月

抜 刷

J.S. ミル『代議政治論』（1861）の現代的考察

Reconsideration of *Consideration on Representative Government* (1861)

船木 恵子

FUNAKI, Keiko

Abstract

The purpose of this paper is to examine the reconsideration of J.S. Mill's *Consideration on Representative Government* (1861) which contributed Political Thought of nineteenth century. In this paper, I would like to explore a little further the ideal modern political systems including the issues of equity and rightness. In nineteenth century, The British parliamentary democracy civilized with economic development which is helped by the development of railroad in the country. The idea of the mass reflects public opinion. J.S. Mill has misgivings about mass-democracy. He stated an application of Thomas Hair's proportional representation system to his theory, because of to consider minority opinion. He also recommended original bicameral legislature. This book has considerable validity for our modern political system.

Keyword

J.S. ミル、代議政治、個人の自由、ヘア式比例代表制、多数者の専制
J.S. Mill, Representative Government, Liberty of Individuality,
Mr. Hare's Reform Bill, Ascendancy of the majority

I. はじめに

本稿は J.S. ミル *Consideration on Representative Government* (1861 年出版、以下『代議政治論』とする) を現代的に再考することを目的としている。19 世紀初頭、イギリスは製鉄技術の進歩と、鉄道網の発達、それに伴う産業用機械や輸送手段の進歩により、産業革命や交通革命と称される高度経済成長期をむかえていた。すでに商業的な植民地支配は、海外植民地を国内製造品の消費地として発展させ、アジアにおける植民地獲得戦争やアメ

リカ合衆国の独立などを経て、植民地統治も一定の成果をおさめていた。国内では急激な産業発展と資本蓄積により、産業界に従事する中産階級が台頭し、議会制民主主義への参加が促進された。

イギリスの議会では、トーリー党とホイッグ党の二大政党制が定着し、第一次選挙法改正 (1832) を経て、代議制による議会制民主主義が定着した。ナポレオン戦争を経て、1848 年にフランスで市民革命が起きると、その影響でイギリスではチャーチズムが激化し、男子普通選挙の実現や腐敗選挙区の解消が訴

えられたが、すでに第一次選挙法改正によって上流階級と中流階級が議会政治を支配しており、労働者階級が主体となったチャーチスト運動はすぐに鎮静化された。

このような時代的背景のもとで書かれた J.S. ミルの『代議政治論』(1861) は、その2年前に書かれた『自由論』(1859) と相補的な著作である¹⁾。『自由論』が社会的自由の概念をテーマとした、ミルの人間主体の自由概念であるのに対して、『代議政治論』は知的、道徳的に完全ではない人間が公共精神の陶冶を前提として政治的義務を遂行したうえで実践的な自由を行使する原理として描かれている²⁾。チャーチズムは鎮静化されたとはいえ、発展する自由主義経済の中で、自由主義思想が選挙権の拡大を促し、次第に教育水準の低い階級に政治がゆだねられていくとき、いかに集団的凡庸性を克服して、社会の進歩を導くことができる有能な人材を議会に、しかも平等な方法で選出することができるかというのが、この著作の本旨となっている。

ミル自身にとってもこの著作は重要だった。この数年前に、ミルが35年間勤めたイギリス東インド会社が1857年のインド、セポイの乱の対応への責任を議会で問われ、1858年に会社解散の処分を決議されていた。東インド会社解散後は、インドはイギリス政府の直轄統治となり、完全にイギリスの植民地となり、やがて大英帝国の一部となるが、当時東インド会社の審査官としてインドへの送達文書を扱う中枢部にいたミルは、議会において会社解散を阻止するための請願や、演説をおこなった。結局それはかなわずに、ミルは辞職したのだが、『代議政治論』はそうした議会への反発も含まれている。なぜなら、インド

直轄統治は当時の首相のホイッグ党のパーマストーン (The Viscount Palmerstone) が、セポイの乱を直轄統治のきっかけに、早急に議会工作をして決定したものであり、インド統治に対する長期的な視野に立ったものではなかったからである。ミルはこの決議を目先の利益にとらわれた多数派による決定であると見ていたのである。

『代議政治論』は19世紀中ごろの著作とはいえ、現代からみても興味深い内容が多い。例えば代議機関に属している者や、それを動かす世論の知的水準が低いという危険性、あるいは数的多数者が階級的立法を行う危険性などを詳細に指摘し、多数派だけの決議による問題点を示したのち、ミルはヘア式比例代表制を推奨する。ヘア式比例代表制はミルが1865年に下院議員になってから議会において本格的に提案し、以後イギリス型比例代表制度の基礎として普及する選挙制度である。また、両院制は必要であるとしながらも、法案通過の遅延と不便が生じるのであれば、両院制はまったく意味がないと明確に述べている。現代のアメリカ政治、また我が国の政治においても両院における数のねじれによる法案通過の遅延が問題となる中、ミルの主張を現代的議論に加えることも可能であろう。本稿ではミルの円熟期のこの著作をヴィクトリア期の議会政治史に沿いつつ、現代の我々が当然のものとしている代議政治について、議会制民主主義の成立の原点に立ち返って現代的視点から考察する。

Ⅱ. イギリスの議会政治と『代議政治論』

ミルは『代議政治論』の序言において、「最近の議会改革に対する議論は、保守党も自由党も名目的に公言している政治的信条に

対してもはや確信を失ってしまっているようだが、どちらの側ももっとよい信条を持つことになら進歩を示しているとも思えない³⁾」と両党の政党政治を批判している。

18世紀にトーリーとホイッグという二大政党制が根づいたイギリス議会だが、本格的な政党政治が始まるのはホイッグ党のグレイ内閣による第一次選挙法改正（1832）以降のことである⁴⁾。1834年の総選挙では、1832年の選挙法改正後に中産階級まで広がった選挙権の拡大と選挙区の統廃合などの影響もあり、選挙法改正をしたホイッグ党からトーリー党に政権交代した。また7月、11月と12月に一年間に3回も首相が交替しており、トーリーから保守党へと政党組織が再編された。この再編によって保守としての政党的な主張がより明確になり、政党政治が活発化するようになった。

総選挙に先立つ1832年の第一次選挙法改正では、女性を除いた中産階級以上の大多数が選挙権を持つようになったが、前述のように、これはごく少数の上流階級のジェントリが中産階級である多くの資本家層を政治に参加させ、彼らが中産階級である労働者階級と結びつき、上流階級に対抗するのを防ぐという目的を持っていた。これはイギリス議会において、中産階級以上の人々による専制的権力が生じることを意味していた⁵⁾。ホイッグ党のチャールズ・グレイ内閣による第一次選挙法改正（1832）以後、1867年の議会改革、いわゆる保守党のダービー伯爵による第二次選挙法改正までの間、イギリス議会では、選挙権の拡大は中産階級までに限られていた。議会ではジェントリ（上流階級）と資本家階級（中流階級）は対立関係ではなく、協力関係であり、ここで温和な多数者の専制がおこな

われていたことを理解する必要がある。ミルが『代議政治論』（1861）で記述する多数者の専制的権力については、正確には中流階級までの階層ということを理解しておくことが必要であろう。

しかしミルはこうした現状を踏まえて、『代議政治論』ではこの時代における最善の議会制民主主義を模索しようとしている。この時点でミルはすでに選挙権がさらに労働者階級まで拡大することを想定し、統治の善悪の基準を功利主義に求め「統治の善悪の基準として、社会の全体的な利益というきわめて複雑な目的を掲げざるを得ない」と述べている（CW.XIX.p.384.邦訳①366頁）。つまり労働者階級という大衆が議会制民主主義に加わることは社会全体の利益の設定を複雑化すると見ていたのである。

1867年の第二次選挙法改正では、都市の一部の労働者階級まで選挙権は拡大し、イギリスの民主主義はミルの予想通り大衆化に向かうことになる。これを実行した保守党のダービー伯は Leap in the dark（暗闇の跳躍）と形容し、要するに清水の舞台から飛び降りる覚悟で選挙法改正をおこない、選挙権の拡大をした。この時イギリス連合王国全体の有権者数は1866年の135万人余から1868年には247万人余へ増加した。特に都市部の増加率は顕著であり138%の増加を示した⁶⁾。しかし選挙法改正をおこなったのは保守党であるのに対し、改正後すぐにおこなわれた総選挙では、意外にも自由党が圧勝して政権交代をしている。これは第一次選挙法改正においても改正を行ったホイッグ党からトーリー党へ政権交代をしているので、選挙法改正後の総選挙では2回とも政権交代をしていることになる。これら歴史的状況が繰り返されているのがな

ぜなのかは、はっきりとした結論は見出せない。いずれにしても、党派党略渦巻く政党政治が行われたのは事実であろう⁷⁾。ミルの『代議政治論』(1861)はちょうどこの時代に著された。あらためて、この節の冒頭に取り上げたミルの『代議政治論』の序文の引用が、政党政治批判であったことが理解できるだろう。

ミルは『自由論』(1859)において社会的自由の概念を確立し、その同年に「議会改革案 (Recent Writers on Reform, 1859)、(Thought on Parliamentary Reform, 1859) 二論文を出版している⁸⁾。そしてこれらはすべて『代議政治論』(1861)に導入されている。ミルは1859年の「議会改革案」の後にトマス・ヘアの主張する比例代表制度を知り、多数者の専制を阻止する代議政治に必要な、少数意見を取り上げる制度としてこれを推奨するようになっていく。1860年代の著作は『代議政治論』(1861)、『功利主義論』(1863)、『女性の解放』(出版は1869)などがあり、この時期はミルにとって、自己の哲学、経済学、功利主義思想などの蓄積した社会科学の論理を、実践に移すという円熟期に当たっている。

Ⅲ. ミルの目指す統治形態

「理性主義の聖人」(A Saint of Rationalism) というのはグラッドストーンがミルにつけた親しみを込めたあだ名であると、ミルの伝記作家コーニー (W.L.Courney⁹⁾) が記している。ミルは1861年に『代議政治論』を書いた後、1865年の選挙でウェストミンスター地区から立候補し、政党政治をおこなわない無所属の下院議員になった。これはウェストミンスター地区の有権者がミルを支持し

たためであるが、これによってミルは『代議政治論』で主張した理論を実践に移すという機会を、幸いにして得ることになった。しかしミルがウェストミンスター地区の代表として選ばれたことはミル自身も驚くものだった。なぜならミルは支持する有権者に対して公開状を提示し、自分の議席を金で買うことになるので「自分には議員になろうとする個人としての気持ちはなく、候補者は選挙運動も費用の負担もすべきでないと考えており、従って自分はそのどちらもおこなわない」(CW.I. p.273, 邦訳 p.242) と、自分の金はいっさい出さず、当選しても支持者の利害のために、時間や労力を割く約束をしないことを宣言していたからである。

下院議員としての重要事項は①選挙法改正の支持、無記名投票への反対 ②フランスとの友好 ③予算節約に賛成、しかし軍備撤廃には反対 ④直接税と間接税の併用 ⑤宗教差別反対 ⑥不動産相続税の賛成をあげた。また選挙法改正にあたり、女性も男性とまったく同じ条件で議会に代表をおくる権利を持つという信念から、第一に女性参政権獲得への活動をするつもりであるとした。ミルはまったく選挙運動をせず、フランスのアヴィニヨンの自宅に直前までとどまり、結局、投票日の10日前にロンドンに戻り、2度の演説しか行わなかったが当選した¹⁰⁾。その後1867年の第二次選挙法改正のための法案を通過させた三会期のみ、下院議員の職にとどまった。1867年の第二次選挙法改正においては、女性参政権を下院で主張したのはミルだけだった。1868年の選挙法改正後の解散総選挙で、落選。その後根強い支持者の意向に一切沿うことはなかった。

このように政党政治に反対するミルの理想

とする政治制度はどのようなものだろうか。ミルは二つの考え方を対峙させて説明する。第一は「統治の機械観」とでもいうべきもので、統治形態はその国の人間性の分析から抽象的な概念に基づいてつくり上げるものであり、それを選択するのは人間の意思によってなされるべきであるという考え方である。第二は「統治の有機体説」という考え方で統治形態は人間の選択事項ではないと考えるものである。統治形態とは人間によって作られるのではなく、その国の国民と社会生活の中から有機的に発生、成長してきたのだと考えるものである。この考え方によれば、統治形態は国民性や環境によって独自に成長してきたものであるから、ある政体を生み出さないような国民に、これを押し付けるのは無駄な試みであると考えられるものである。

前者の「統治の機械観」は父のジェームズ・ミルの『統治論』（1820）の考え方であり、ベンサム功利主義哲学に基づく人間性の分析から代議政治の利点を基礎づけるものである。それに対してマコーリイ（Thomas Macaulay）¹¹⁾は『統治論』におけるジェームズ・ミルのこうした立場は、専制的統治者の利害と国民の利害は絶対に対立するという抽象的な概念によるものであり、現実から離れた演繹的な方法である。実際のところ専制君主すべてが国民と絶対的に対立するかどうかを分析するには帰納的な方法が必要であると批判した¹²⁾。ミルは、父の方法も、それを批判したマコーリイの方法も尊重しながら次のように主張する。「第一に、政治制度は人間が造ったものであり、すべて人間の意思に負っている。第二に、しかしながら政治制度は自動的なものではないとする。政治制度は成長していく樹木のようなものではなく、あ

らゆる段階において人間の自発的な意思の力で形成されるものである。従って人間によってつくられたものは人間によって運営されなければならない。人々は政治機構を黙認するのではなく、積極的に参与することが必要である」と主張する（『代議政治論』第1章）。

与えられた政治形態を嫌っている者の多い社会、また文明化が進んでおらず参与の義務を果たせない場合もある。犯罪者を制止するのではなく、かばって偽証する国民や国民性、犯罪者は警察が取り締まればよいとして、かかわろうともしない個人主義的な国民や国民性、死刑には反対でも暗殺には驚かない国民が多い社会などに対して、ミルはこのような社会は、公的制度が強力な抑圧力を持つことが必要だと述べている。特に未開人、未熟な国民は文明社会に必要とされるある種の「忍耐」ができない。しかし国民は文明的な生活を望んでいる場合、結果として文明的な政府が彼らにとって利益ある社会とみなされるのなら、彼らに対してはより専制的な、強力な束縛を与える必要が生じると述べている。この論理は『自由論』における未熟な個人に対する一定の強制力の行使と同じ立場である。従ってミルは腐敗選挙を行うような善悪の判断もつかないような社会には代議制度は無価値であるとする。投票を金で売り、自分の上に支配力を持つ人、機嫌を取りたいと考える人に投票することは、悪政に歯車を加えるようなものであるというのがミルの立場である。

ミルは統治の三条件を提示し、その3条件が満たされればよりよい統治形態が実現されると主張する。それは、第一に国民が一定の統治形態を承認すること。第二に国民が統治形態の存続のために必要なことを進んで行うこと。第三にその統治形態の目的を果たすた

めに国民に要求されることを進んで行うことが必要であると述べている。ミルは最善の統治形態が代議政治であることを主張しつつも、それには国民の意思と知識の陶冶が絶対的に必要であることを条件としている。

IV. 代議政治と行政

ミルの考える統治の善悪の基準は社会全体の利益である¹³⁾。よい統治の第一の要素は社会を構成する人々の徳性と知性であり、もっとも重要なことは国民自身の徳性と知性を促進することである(陶冶)。さらにミルは理念としての最善の政治形態は代議政治であると考えているが、この統治形態は人類の発達段階が下降すると適合しないとみている。つまり前述の3条件が実行されることが前提である。しかしミルはどうしても代議政治に適さない国民がいることを認める。つまり極端に消極的で、専制政治に容易に服従しやすく、専制者を代議士として選ぶような国民性を持つ者である。従ってミルはすべての国に代議政治が適しているとは考えない。たとえばミルはこれについて、フランス人とイギリス人の政治的心理を分析し、官僚制社会のフランスと異なりイギリス人には代議政治が適していると述べている¹⁴⁾。常に知的エリートたちによる派閥、官僚型社会のフランスに比較して、イギリスでは国王・上院・下院の三権力が均衡する特徴があると述べ、我が国の憲法上の道德では、行政部の首長が常に下院によって任免されることにより、下院を国家の真の主権者に行っていると代議制に適したイギリス憲法を分析する。ただし議会は直接的な業務の遂行には適していないので、議会は国家を統制し、官吏が公共の仕事をおこなうことになる。官吏の仕事は重要なしきたりが多

く、しきたりは未経験の人には想像できないような危険や不便に対処するために伝統的に考案されたものであり、官吏はそれに従うことを任務だと述べている。しかしミルは偉大な政治家は伝統を守るべき時と同様に、伝統から離れるべき時を知っている人であると強調する。伝統や慣例だけにとらわれている官僚に対して、政治家はその見極めを合理的に行う人であると定義する。ミルの分析でユニークなのは、フランスが官僚制であるのは、フランスとイギリスの出世欲に対する文化的な相違が大きく影響しているからだという分析である。つまりイギリス人の出世観は実業界や自由業での成功に向けられているのに対し、フランス人の出世観は、官職に就くことであるので、フランスでは官職を増やして自分自身や自分の派閥、関係者、縁故者が地位に就くことを好むという(4章)。このようにミルは代議政治をおこなうに関しては、特にその形態がイギリス人に適した政治形態であることを強調し、同時にすべての国家に適している政治形態であるとは全く述べていないのである。

またミルは官僚として公正で有能な業務をおこなうべき人が、私的な利益を促進しようとするとき、都市行政に関して国民の無関心が存在するような場合には、制度はあっても、よい都市行政などできないと述べている。つまり選挙人が優れた代議士を選ぶということに関心を持たなければ、せつかくの代議制度も意味を持たないと主張する。特に代議士が買収されたり、感情的になって議会で暴力的になったりするようでは、代議政治の意味をなさないと強調する。さらに党利党略で、相手と協力して政策を遂行すべきところ、相手の失脚を狙って足の引っ張り合いをするなら

ば、良い統治などは全くできないと強調する。さらに重要なのは公開制度の主張である。これも国民が統治機構に関心がなければ意味をなさないが、それでも公開制度が存在することは国民が、制度を促進したり、阻止したりする選択肢があることなので必要であると述べている（2章）。ミルは社会の必要を満たすことができる唯一の統治は、代議政治であると述べている（3章）が、代議政治が陥りやすい危険もあるという。つまり民主政治の最大の危機は権力を握る人々の利害であり、全体的な利益を犠牲にして、常に目先の利益を意図するような統治の危険は常に生じる可能性があることを述べている（6章）。代議政治においては、絶対的に悪意あるどのような諸階級の結びつきも、政府に影響力を行使することができないようにする必要があると分析する。

したがって民主政治は人民による、人民の統治であり、一定の多数者が悪意ある結びつきをして、自己利益を得ることのないようにするためには、ヘア式比例代表制が有益であることを主張する。ミルはこの当時ほとんど注目されなかったヘア式システムについて「統治の偉大なる原理を理想的な完全性に近い形で示した」と、知識ある少数意見が議会に反映される選挙制度だとして評価した。ミルは多数者の意見の中に専制的な要素があることを常に懸念し、知識ある人を比例代表制によって議会に加えることが必要であると考えたのである。従って地方議会についても国会と同様にヘア式比例代表制と複数投票制度を採用することを主張したのである。

V. ミルの選挙様式と両院制についての見解

有効な選挙システムについて、具体的にミ

ルはどのように考えていたのだろうか。ミルは男女を問わず成年者の普通選挙制を主張するが、非識字者の選挙権の禁止、国税・地方税の納入者による制限選挙の推奨。そして、救貧法による生活保護者、納税滞納者、破産者は選挙権を与えてはならないと考える点では、最低限のラインを設けている。代議政治には、選挙民の知識の陶冶が必要であるため、知識階級による複数投票制の実施をも主張し、女性参政権については「性別は背丈や髪の色と同様に、政治的権利と無関係である」として全面的に賛成している。ミルのフェミニズムは、『女性の解放』（1869）において結実されるというが、当時としてはむしろ『代議政治論』（1861）の女性参政権の肯定による男女平等選挙の考え方に多くの女性たちが共感をした。特にこの部分では1860年には執筆を終えていたとミル自身が述べている『女性の解放』との補完性が顕著に表現されており、ミルの思想においては、男女の政治的平等はフェミニズムの問題であると同時に、社会発展にとって必要不可欠であるという功利主義的側面をも持っていることが理解できる。ミルは女性が選挙権を持つことによって、彼女たちは政治においては、自分の意見に従うべきだと認識するだろうと述べ、「彼女はその事柄に個人としての責任を感じるようになる」（CW.XIX.pp.479-481, 訳②280～290頁）と、女性の人間としての自立を選挙権の獲得に求めている。そして「もう一世代もすぎないうちに、偶然的な性別は、偶然的な皮膚の色と同様に市民の平等な保護と正当な権利を、その所持者からはく奪してよいという十分な理由とはみなされなくなるであろう」（8章）と、女性参政権の獲得を予想している。実際1865年に下院議員に選ばれたとき、政策目標

として第一に挙げたのが、女性参政権の獲得だった。ミルは単に女性を差別から解放するという目的だけではなく、社会の半分の人口を占める女性たちを政治参加させることにより、自立した市民社会を構築しようとしたのである。ミルは秘密投票と議員の歳費支給に反対する。これはベンサムの方と同様であるが、その理由としてやはり個人の責任の問題を挙げている。無記名投票は選挙人の責任感を低下させ、議員の歳費支給は議員の仕事を入りのための職業としてしまうことが強調されているからである¹⁵⁾。

選挙によって選ばれた代議士たちは、真に信頼できる人々なのだろうか。ミルはベンサムよりも用心深く代議政治を検討している。つまり、ミルはベンサムが一院制を主張したのに対して、独自の両院制を検討する(13章)。ただしミルは両院制によらなければ抑制できないような民主政治には価値を認めない。むしろ両院が類似の構成であるならば、法案の通過に重大な障害を及ぼす可能性を危惧している。法案の通過が延期される、また議会内の数の少ない方の多数者が国民に訴えるという方法を主張する(解散・総選挙)。これらは皆、必要な法案を遅延させ、国民に不便を与えるものである。ミルはこれについて最悪の結果であると述べている。両院制の利点は、議論し折り合いをつけることであり、反対の見解の保持者にできる限り不快にならないように良策を編み出すことであると述べている。つまり、両院の意義は議論により、両院間の相互の妥協を鍛錬することだということである。つまり討議による鍛錬と相互の歩み寄り、いかに国民にとっての良策を導き出すかということが両院制の利点であると述べている。ミルは一院制ではなく、両院制を

主張する理由を、あらゆる政治形態には、優越的な勢力に対する反抗の中心部があることが必要であるとするが、だからと言ってそれが国民の利益を妨害することは否定する。むしろ両院は同一の構造ではなく、一院が民衆を代表するのならば、もう一院はローマの元老院のように知性と経験を持つ人々からなる賢明な機関であることが望ましいとした。つまりミルは貴族院を現実的に改革するには、ヘア式比例代表制¹⁶⁾で見識ある人を選ぶ必要性を述べている。見識ある人々と民衆を代表する人々が討議し、最終的に折り合いをつけて国民への最善の策を提出することが両院制の利点であるとしている。この点、具体的な側面は異なるとしても、現代政治に思想的に与える影響も多々あるのではないかと考える。

VI. 終わりに

ミルが指摘するように大衆参加型の代議政治になれば、社会全体の利益が複雑化するのには当然であろう。多数者の選んだ代議員たちは大衆の意見であるポピュリズムを代表することになるからである。そして議会において彼らの多数決によって、大衆の意見が最大多数の最大幸福として決議されるのである。それが民主主義だという人びとは多い。しかしミルは、それが多数者の専制ではないかと危惧したのである。専制は個人の自由を阻害すると考えるミルが、第一に否定するのは個人の軽視である。政党が力を持つことにより、個人が軽視され、やがて政党政治がおこなわれるようになると、個人の自由が政党政治によって被害を受ける。多数者の代表の政党同士が競う政治には常にその危険が伴うのである。ポピュリズムは大衆には心地よいが、そ

の単純さが複雑な社会制度においていかなる影響を及ぼすのかは、見識ある人々との討議が必要である。ミルは両院の一つをマス・デモクラシーと討議する知的エリートの集合体として考えていた。したがって両院に類似性を持たせず、見識ある少数派の代表も参加できるように、ヘア式比例代表制を主張した。これは現在の比例代表制度の母体となって世界に広がり、選挙制度に貢献した。しかし時代とともに現代の両院制がこうした政治思想を意識して存在しているのかは疑問である。ただ現在の両院制はこの系譜にあるのは事実であろう。またミルは、代議員は報酬をもらうべきではないと考えており、むしろ見識者集団は無報酬であるのが公正な討議に必要であると考えていた。代議政治はおおよそミルの時代に完成し、現在も継承されている。こうした代議政治の政治思想の原点に戻って考えると、現代政治はもはや形式だけを継承しているようにも見える。もし国民が今後も代議政治を継続するのならば、当初の意図を正しく継承しているかどうかを、政治思想の原点に戻って再考の必要があるのではないかと考える。

注

- 1) 関口正司「ミルの政治思想」『J.S. ミル研究』p.45お茶ノ水書房 1992.
- 2) 関口正司『自由と陶冶』13頁、みすず書房 1989年
- 3) *Collected Works of John Stuart Mill* XIX (以後CW.とする) P.373. University of Toronto Press.1977.
- 4) 保守党ロバート・ピールは1834年の総選挙の際にタムワース・マニフェストを発表し、以後保守党のマニフェストとして定着した。
- 5) 中村英勝『イギリス議会政治史論集』東京書籍 (1976). p.232.
- 6) Ibid.299
- 7) その点に関して中村は次のように述べている。「力の平行四辺形の無数の群」の間の衝突のうちから、1867年の改正法という一つの歴史的結果が生まれた…1867年の改革実現は単に「便宜主義」や「政権欲」「政治技術」だけの成果ではなく、…デイズレリイの「理念が働いていたとみるのが私の見解である。政権についた機会、その他あらゆるチャンスを利用して自己の理念を実現するのが政治家の任務であると思う」Ibid.p.298.
- 8) Ibid.,p.212.
- 9) W.L.Courney, *Life of John Stuart Mill* London Scott.,1889,pp.141-2
- 10) そのうちの一回は当時選挙権のない労働者のためにミルが設けたもので、「労働者階級はうそを言うのを恥はするが、大体においてうそつきの癖がある」と1859年の議会改革案に書いた言葉をプラカードに書いて、ある労働者が「これを書いたのはあなたか」と問うた時に、「私が書いた」と即座にこたえ、労働者から拍手喝さいを得た。その場にいた、まだ幼かったミリセント・フォーセットは、その後ずっとミルの支持者となったことが自伝に書かれている。
- 11) 1829年「エジンバラ評論」トマス・マコーレー (Thomas Macaulay1800-1859)
この論戦は若きマコーレーの名声をあげ、ミル自身も父とマコーレーの間で、マコーレーにも正しい部分があるとの認識を持った。以後ミルは社会科学における正しい方法を演繹法か帰納法かという問題ではなく、より深く追求する必要を感じ、『論理学体系』に向かった。
- 12) 若きマコーレーが父ミルに対して主張した帰納的方法は、息子のミルにも影響を与え、ミルは父の理論の演繹的方法と帰納的方法の両方とも理論化に必要であることを『論理学体系』(1843)の社会科学の方法論で主張している。
- 13) CW.XIX.p.383. 邦訳『世界の名著』49.p.372.
- 14) ミルによれば、フランス型は、官僚型政治で

あり、派閥政治である。官職をすべての人々の競争に公開し、制度が民主化するに従い、つくられる地位は多くなり、国民すべての上に執行部によって行使され、場合によって過剰統治となる。官職を増やすことは官僚制のもとでは人気がある。

一方でイギリス型について「代議政治の意味は全国民または全国民のうちの多数の部分が彼ら自身により定期的に選ばれた代表者を通じて、どのような統治構造においても、必ずどこかに存在しなければならない究極的な指揮力 (control power) を行使するということである。彼らはこのような究極的な権力を完全に所有していなければならない。彼らはいつでも自分たちの好むときに統治のすべての施行のリーダーであらねばならない。」と述べている。ミルはその国の統治形態はその国の憲法における主権によって決定されると述べている。CW.XIX., p.421. 訳は筆者

- 15) イギリスで秘密投票制が実施されたのは1872年、議員の歳費支給が始まったのが、1912年
- 16) ヘア式比例代表制については、本稿において紙面の制限により詳しく説明することができなかった。甲斐 [7] によればヘア式比例代表制とは、現在のイギリス型の議会政治 (レイブハルトのいうところの、ウェストミンスターモデル) は、伝統的に小選挙区多数代表制 (single-member plurality system) を継承してきたが選挙改革論議の中でヘア式比例代表制をルーツとする「イギリス的」比例代表制である単記移譲式比例代表制 (Single transferable vote system of proportional representation、略してSTVとする) が再び考慮されているという。

これは、トマス・ヘア (Thomas Hare) が考案したものであり、選挙権が大衆にまで拡大された場合に政治の質が低下することを懸念して、少数の教養ある有産階級の代表を確保するための選挙制度として独自の比例代表制を考案した。パンフレット「代表の手引き」*The Machinery of Representation* (1857) と『代表選出に関する論考—国会と地方議会—』*A Treatise on the Elec-*

tion of Representative Parliamentary and Municipal (1859) で説明され、ミルはこの著作を読んで全面的に賛成した。

ヘアは、地域に関係なく作成された候補者名簿から、有権者が候補者に順位を付け投票する。投票基数 (quota) を超える票を獲得した候補者が当選となる。当選者の獲得票のうち当選基数を超えた分と、当選できないことが明らかな候補者の獲得票は、他の候補者に回される。こうすれば選挙は地域ごとに定められた選挙区での勝ち負けではなくるので、地盤がなくても優れた人材が議員に選ばれることになるし、死票も減らすことができるというものである。

ミルは自らサークルを作り、1865年には議会でもヘア式の採用を提案した。

参考文献

- [1] Mill, J.S. [1977] *Collected Works of John Stuart Mill* (以後CWとする)
XIX. Essay on Politics and society.
Considerations on Representative Government University of Toronto Press.
邦訳 ①水田洋他訳『世界の第思想』II-6. 河出書房1967
②関嘉彦監修『世界の名著』49. 中央公論社1979
- [2] —— [1981] CW.I, *Autobiography and Literary Essays, Autobiography* University of Toronto Press.
邦訳 朱牟田夏雄訳『ミル自伝』1960
- [3] —— [1977] CW.XVIII. *Essays on Politics and Society, On Liberty*, University of Toronto Press.
邦訳 ①塩尻公明訳『自由論』岩波文庫1971
②山岡洋一『自由論』光文社古典新訳文庫2006
- [4] —— [1984] CW.XXI. *Essays on Equality, Law, and Education, The Subjection of Women*, University of Toronto Press.

J.S. ミル『代議政治論』（1861）の現代的考察

- 邦訳 大内兵衛・大内節子『女性の解放』1957
- [5] 関口正司 [1989] 『自由と陶冶』 みすず書房
- [6] 加藤秀治郎 [1993] 『選挙制度と政治思想』 芦書房
- [7] 関口正司 [1992] 「ミルの政治思想」『J.S. ミル研究』 お茶の水書房
- [8] 甲斐祥子 [2005] 「イギリス選挙制度改革と単記移譲式比例代表制」 帝京国際文化第18号